

農地の転用には

許可が必要です!



農地転用とは?

農地転用とは、農地を農地でなくすこと、例えば住宅、駐車場、山林、畜舎などに土地利用を変更することです。このような場合は、あらかじめ県知事の許可を得る必要があります。

また、転用許可は全ての農地が対象となり、地目が農地でなくても、耕作の用に供されている土地も農地と見なされます。

申請の方法は?

申請には、農地法による二つの申請があります。

申請は、財部支所の農業委員会事務局、本庁の末吉分室、大隅支所の大隅分室で、受け付けております。

4条申請……自分名義の農地を転用する場合

- 自己所有農地に杉・クヌギなどを植林する
- 自己所有農地に住宅・畜舎などを建築する など

5条申請……他人名義の農地を買って、又は借りて転用する場合

- 住宅を建築するため農地を買う・借りる
- 資材置場、駐車場として利用するため農地を買う・借りる など

無断転用には厳しい罰則があります!

許可を受けずに行った行為は、農地法違反になります。農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事を中止、原状回復命令を命ずることができます。これに従わない場合は、懲役や罰金などが科せられます。罰則は3年以下の懲役、又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金となります。

※ 4条・5条の許可を受けて転用が済んでも、地目の変更登記がなされていないものが散見されます。転用が済んだら速やかに地目変更登記をお願いします。なお、山林転用の場合は、植林後5年ほど経過しないと地目変更ができないこともあります。

女性農業委員活動報告

(食と農と女性の会)

「食と農と女性の会」主催の活動も今年度で14回目を迎えました。

今回は、曾於市内でパン作りを教えていらっしゃる徳重由比乃さんを講師に招き、『おうちで焼けるフライパン・パン作り♪』と題して講演会を開催しました。参加者は、地元の20代から70代の女性32名。

オーブンが無くても低温長時間発酵で夜仕込んで、朝フライパンで焼くだけの簡単で美味しいパンの作り方に、参加者の皆さんも驚いていました。

今後も色々と楽しいイベントを計画していきます。(堀留実行委員長)

